

Ⅱ 教育課程編成の立場

1. 基本的な考え

- (1) 本校の教育目標をふまえる。
- (2) 法令及び新養護学校学習指導要領を基準とする。(昭和54年7月告示)
- (3) 児童・生徒の能力、特性、または、発達の状態、障害の程度に応じて適切に対応できるようにする。
- (4) 小・中・高等部の一貫性を図る。
- (5) 学校の実態(歴史的・人的・物的)を考慮する。

2. 各指導形態等の基本的考え方と目標

精神薄弱養護学校の小学部・中学部・高等部の教育課程は、学校教育法施行規則第73条の7第73条の8、第73条の9の規定により、各教科、道徳、特別活動、養護・訓練の4領域によって編成するものとなっており、本校でもこれに基づいて編成する。

第73条の11の②に養護学校の小学部・中学部・高等部においては、精神薄弱者を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び養護・訓練の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができるとある。これは、精神遅滞児の特性から当然のことである。本校では、指導形態として、生活単元学習、作業学習、日常生活の指導、教科別

の指導，特別活動の指導の5つの指導形態を特設することにした。

(1) 生活単元学習

ア 基本的考え方

精神遅滞の児童・生徒の心理的特性，性格行動の特性や学級集団の特質の面から，具体的な生活の場面において，全部または一部の教科を合わせたり，領域を統合したりして与えるのでなければ，生活に役立つ生きた知識・技能や習慣・態度として，それを習得していくことが困難である。そのため，特別な方法によって指導する必要がある。その特別な指導方法の一つに，生活単元学習と呼ばれている指導形態がある。

生活単元学習は，児童・生徒の興味に基づいた具体的な生活経験を通して，将来の社会生活に必要な内容を，ひとつのまとまりとして学習させる活動である。つまり，生活のために「生活を生活で」学習させようとするものである。単に領域や教科を習得させるための手段としての学習活動ではない。

指導にあたっては，発達段階に応じて取り扱い方を違えることが大事である。小学部では，生活単元学習を教育課程の中核として位置づけているが，小学部の低学年段階は，興味の持続，目標の意識化が困難であるので，あそびを取り入れた日常生活的なものが中心となる。中高学年に進むに従って生活に関する目標や課題にそして学習を組織していくようにする。

中・高等部では，集団活動を通して，見通しを持った目的活動や自主的・主体的に課題処理をするような学習を組織する。

イ 目標

- 指示に従って活動に参加できるようにするとともに，自発的・自主的な生活態度を養う。
- 集団生活への参加の仕方を身につけさせるとともに，生活に必要な初歩的な知識・技能を身につけさせ，自主的・自律的な生活態度を養う。
- 社会生活を円滑に行うために必要な基礎的・基本的な知識・技能を身につけさせるとともに，主体的・自律的な生活態度を養う。

施上の配慮事項

- 校外へ行って学習する場面を多く取り入れ，児童・生徒の経験の拡大，深化を図れるようにした。
- 年間指導計画の中には示していないが，季節，その他の事情によって，トピック単元を構成することがある。

(2) 作業学習

ア 基本的考え方

作業学習は，望ましい社会人ないし職業人の育成を意図して重視されるが，近年，産業の高度化や障害の多様化にともなって，職業的自立の困難な者も増えてきている。しかし，ながら各々異なる適性をもつ精神遅滞児の個人差に即応して，「物をつくる」という実際

的な経験をとおして満足感を味わわせ、将来自立的な生活を営むうえで必要な基礎的知識技能を身につけさせるとともに、可能な限り自らの力で生活を開いてよりよく社会生活に適応していく能力を育成する場としてその意義は深い。

こうした、望ましい成長発達を図ることをねらいとして、「職業・家庭」を中心に、各教科の合科や領域の統合をはかり、製作活動や実習を展開していく。従来いわれていた作業単元学習や生産学習を「作業学習」としてとらえ、より実的な能力や態度を養う場とする。

そこで、指導にあたっては、児童・生徒の発達段階に応じて、小学部では作業学習の時間は設定しないが、遊びや日常生活の中で自発的活動を期待しながら、日常生活指導、生活単元学習、図工等を中心に全教育活動の中で、できるだけ用具・道具の操作や共同製作を取り上げ、仲間と協力して最後まで根気よく仕事をやりとげようとする態度や習慣を高め、中学部の作業学習への移行となるよう配慮する。

さらに、中・高等部においては、作業学習を指導の中核として位置づけ、各教科・領域との関連をはかりながら、生徒ひとりひとりの能力や個性をできるだけ発揮させ、社会自立を目指して、意欲的に活動するよう作業学習を充実していく。

イ 目標

- ・ 作業活動をとおして、日常生活に不可欠な生活処理能力を高める。
- ・ 直接経験的な作業をとおして、自然との接触や具体物の操作を行うための知識・技能を身につけさせる。
- ・ 製作活動をとおして課題達成の意欲を高めるとともに働く態度や協力して仕事を果たす習慣を身につけさせ、将来の職業生活へ適応する能力を養う。

実施上の配慮事項

作業種目は、木工、印刷、園芸、調理、被服等を主体として、生徒の実態に応じて、次の通り学習集団を編成する。

- 基礎コース……中学部男女のうち特に作業能力の劣る者で編成し、手指の訓練や体力向上をねらいとして園芸を中心とした基本的作業をすすめ、週当たり7時間をあてる。
- 男子コース……中・高等部それぞれのグループを編成し、木工、印刷を主な素材として単元を構成し、週当たり7時間をあてる。高等部においては職場実習を経験させる。
- 女子コース……中・高等部それぞれのグループを編成し、調理、被服を主な素材として単元を構成し、週当たり7時間をあてる。高等部においては職場実習を経験させる。
- 男女共通コース……高等部一年の男女で編成し、基礎的知識、技能、態度の育成をねらいとして「職業・家庭」の内容を中心に単元を構成し、週当たり8時間をあてる。

(3) 日常生活の指導

ア 基本的考え方

児童・生徒の生活のようすをみると、行動表現に乏しく、話すことや、理解力に欠け、体力的にもひ弱で生活を営んでいくための態度や技能に欠けている。このような児童・生徒を、将来、人間らしい生き方と、みずからの力によって生活をきり開くことができるようにするには、先ず日常生活に関する基本的な事柄に、指導の主眼を置くことが必要である。

日常生活の指導とは、日常生活を充足し、高めるために、日常生活に必要な内容を生活の流れに沿って、実際の状況下で指導するものである。身の自立から社会的自立をめざす精神遅滞児教育において、日常生活の指導は領域・教科を合わせた指導形態の中でも最も基礎的で重要な役割を占めており、この教育の根底をなすものと考えている。身の自立から社会的自立に至るまでの基本的な生活習慣を身につけさせるために、日常の具体的経験に即した問題を学校生活の一日のリズムの中で行う指導と特設時間を設けて行う指導との二本立てとした。

イ 目標

- ・ 日常生活における基本的な生活習慣についての基礎能力・態度を育て、身の自立を図る。
- ・ 基本的な生活習慣を確立し、集団生活を営むために必要な知識・技能・態度を養い、集団生活への適応を図る。
- ・ 将来、社会の一員として行動できるための基本的な知識・技能・態度を養い、社会生活への適応を図る。

実施上の配慮事項

- 小学部は特設の時間を設け、指導計画に基づいた指導もする。
- 中学部は特設の時間は設けていないが、学校生活の一日のリズムの中での指導に力を入れる。
- 小学部低学年では指示にしたがい、教師の援助をうけて身の処理ができるように。
- 小学部中学年では指示にしたがい、身の処理ができるように。
- 小学部高学年では人の助けを借りないで自分の力で身の処理ができるように。
- 小学部低学年と中学年では朝と帰り、一日二回特設して指導する。
- 個々の児童・生徒の実態を正確には握り、段階的指導をする。
- 家庭との連絡を密にした指導をする。

(4) 教科別の学習

生活単元学習や作業学習等の指導だけでは、内容にもれがあったり、系統的な指導や反復練習をすることが難しかったりするので、内容を補充したり、偏りを補正し知識・技能を定着させたりするために教科別の学習形態が必要である。

そこで、生活単元学習や作業学習などで取り上げられた内容であっても、さらに反復練習

を必要とするもの、あらためて内容を補充して系統的な指導が必要なもの、生活単元学習や作業学習の中に含めにくく、特設の時間で指導したほうがよいもの、技能そのものの指導が中心になるものなどとして、国語、算数（数学）、音楽、図工（美術）、体育（保健・体育）の5教科は特設時間を設けて指導することにした。

教科別学習は、生活単元学習や作業学習等との関連をはかりながら指導するように努める。関連しない知的・技能の指導にあたっては、児童・生徒が興味や意欲を失うことがないようにし、生活に役立つ生きた知識・技能を習得するよう指導法に格段の工夫を凝らすようにする。

ア 国語

(ア) 基本的考え方

児童・生徒の諸言語能力は、程度の差はあっても劣弱であり、日常の言語生活もきわめて貧弱である。このような実態であっても、社会へ出てひとりの人間として生活していくためには必要最小限の文字の読み書きや人の話を聞きとり、自分の意志を相手に伝える技能や態度は、それぞれの能力に応じてできるだけ身につけさせる必要がある。また、諸言語能力を身につけることは充実した豊かな心を育てる上からも大事である。

そこで、国語指導は生活単元学習をはじめ、全ての領域にわたって生活に結びついた具体的な経験処理、相互の関連のくりかえしの指導によってはじめて身につくと考える。しかし、それだけでは内容のもれや系統性の欠如、基礎的な指導やドリルといったことが不十分なので、特設時間を設けて指導の徹底を図ることにした。

(イ) 目標

- ・ 指示がわかり、生活に必要なことばを使ったり、動作や絵、文字などを使って表現したりする能力を養う。
- ・ 簡単な話の内容がわかり、文章による表現や簡単な報告ができる能力を養う。
- ・ 社会生活に必要な文字やことばの理解力や表現力を養う。

実施上の配慮事項

- 個人差に応ずるために能力別編成によって指導する。
- 小学部では、3つの段階を設け、低グループでは、指示にしたがって行動すること、中グループでは、読むこと、高グループでは、読むことと、書くことに重点をおいた指導計画を作成した。
- 中・高等部では、低・中・高の3グループに分け、低・中グループは中学部指導計画の各月の上段（低）下段（中）に載せ、高グループは、高等部の指導計画に載せてある。

イ 算数（数学）

(ア) 基本的考え方

精神遅滞児は、知的活動が未分化であり、識別、抽象、応用、推理等の諸能力が劣弱である。そのため、獲得された知識、技能等が断片的になることが多く、統合された形

で身につくことが少ない。そこで数量や図形の指導もできるだけ身近な生活場面において、具体的な体験を通しながら合科、統合された形で指導が行われなくてはならない。しかし、この合科、統合された指導形態の中だけでは、彼らに必要な数量の内容をすべてまかなうことは、とうてい不可能である。また、数量の内容は、指導の順序性、系統性に基ついて指導していかなければならない教科である。

そこで合科、統合された指導形態の中で数量や図形の指導をしていくばかりではなく、それらの内容を系統的、重点的に指導していく特別の時間を設け指導していく必要がある。そうすることにより、児童・生徒の生活に役立つ知識・技能を養っていくというものである。

(イ) 目標

- 直接的な経験を幅広く持たせることにより、数量や図形の初歩的なことを理解させ、それらを扱う能力や態度を養う。
- 日常生活に必要な簡単な数量や図形に関する理解を深め、それらを扱う能力と態度を育てる。
- 社会生活に必要な数量や図形に関する理解を深め、それらを活用する能力と態度を育てる。

実施上の配慮事項

- 低学年では、算数科指導の特設時間は設定せず、数量や図形についての経験をいろいろな場面で豊富にもたせるようにしていく。中高学年では、基礎的・基本的知識・技能を身につけさせることに重点をおくようにする。
- 算数科のねらいを達成するために、子どもたちの実態をふまえ、子どもたちが実際に体を動かし、興味、関心をもって取り組めるような遊びの場を設定する。
- 中・高等部の指導計画では、各月の上段が低グループ、下段が中グループ、高等部に高グループの内容が載せてある。

ウ 音楽

(ア) 基本的考え方

精神遅滞児は、知的学習は、特に苦手であるが、歌を歌ったり、音楽をきいて身体を動かしたり、楽器を使って音を出す学習には生き生きと参加している。たとえ歌唱が不明瞭な子どもでも、知っている歌には合わせて歌おうと努力したり、あるいは、曲を聞いて手拍手をたたいたりしているようすはよく見かけることである。それは、音楽が、動的・情意的な自己表現をじゅうぶん発揮できるような場を豊富に提供してくれるからであろう。このような楽しい表現活動の中で、身体や器楽によるリズム感とか、斉唱・合奏などで養われていく協調性や集団へ参加する力も高められると言えよう。また、音楽に親しむことを通じて、情緒の安定がはかられ、余暇の使い方が、うまくできない精神遅滞児も、より精神的に豊かな生活がおくれるようになるものと考えられる。

(イ) 目標

- いろいろな音楽的活動に楽しく参加できる能力や態度を養い、音楽の表現・鑑賞の能力を培うとともに、身体的、情緒的な調整や安定をはかる。
- 音楽の表現及び鑑賞の能力を伸ばすとともに、豊かな情操を養い、また、音楽的活動を通して、生活を明るくするおいのあるものにする態度、習慣を養う。
- 音楽の表現及び鑑賞の能力を高めるとともに、豊かな情操を養い、また、音楽的活動を通して生活を明るくするおいのあるものにする態度、習慣を養う。

実施上の配慮事項

- 小学部低学年では、身体表現を中心にし、中学年や高学年にすすむにつれてうたやリズム合奏を多く取り入れた。
- 中学部、高等部では、斉唱に輪唱を加え、またピアノカを入れての合奏もとりに入れた。
- 中学部、高等部は能力別にクラス編成をし、時に応じて合同音楽をするように計画した。

エ 図工（美術）

(ア) 基本的考え方

幼児がむずがって泣いたりおもちゃなどで遊んだりしてやがて障子や紙を破るのに興味をもつようになる。はやい子供は一歳ごろになるとなぐりがきがはじまりやがて砂遊び泥遊びも喜ぶ。これらは人が成長する過程での自然な行動であり欲求である。造形的な活動は表現の喜びや意欲をもたせやすい学習であり、精神遅滞児にも個性や発達に応じて適切な材料・用具をあたえて自主的表現活動をさせることができ、また、共同製作等を通して好ましい人間関係を培うこともできる。子どもたちの自由で創造的な表現活動は情操豊かな人間形成につながるものであると考える。

(イ) 目標

- 初歩的な造形活動を通して表現する楽しさや喜びを味わわせ情操の安定を図る。
- 造形活動を通して表現及び鑑賞の能力を培い豊かな情操を養う。
- 造形活動を通して創造性を培い豊かな情操を養う。

実施上の配慮事項

- 児童生徒の創造的な表現をたいせつにし製作活動の過程を重んじていく。
- 適切な材料、用具で造形活動ができることを理解させるようにする。
- できあがった作品についてはお互いに鑑賞しあい、児童生徒どおしのふれあいを深めるようにする。

オ 体育（保健体育）

(ア) 基本的考え方

精神遅滞児の運動の特性は、遅鈍的、同常的、非持続的、自己中心的な働きとなって表われ、体力、運動能力とも健常児に比べ全般的に劣る。また障害の原因、重複の種類によっては、リズム感には優れているとか、平衡性に欠けるとか、いびつな発達も観察

される。

一方、日常生活の場面では、協調性など集団行動の能力にも欠け、さらに自ら進んで体を動かそうという意識や態度があまり見られず、ただでさえ劣る運動能力がますます劣ってくるようになる。

このような現状を考えたとき、教師が適切かつ効率的な運動を行う場と方法を与え、身心を鍛練し、機能の向上、体力や気力の充実、さらには集団参加能力等の伸長をはかることは、必要不可欠なこととなる。

これらのねらいは、総合的学習でもある程度は取り扱えるが、身心鍛練の場として特設された時間で行うほうが、より一層効果的であると考えられる。なお、保健学習については、日常生活の指導、生活単元学習等、学校生活全般を通じて扱っていくことにする。

(イ) 目標

- ごっこ遊び、用具を用いた運動、リズムに合わせた動きなどを行うことにより基礎運動技能と体力を伸ばすとともに、集団参加能力を養う。
- スポーツやダンスなどを通して運動技能と体力を伸ばすとともに、きまりや役割を理解したり、互いに協力するなどして運動における人間関係を修得したりして、社会性を培う。
- いろいろなスポーツやダンスなどを行うことにより、運動技能の伸長と運動に対する関心をより一層広げるとともに、余暇を楽しむ態度や習慣を養う。

実施上の配慮事項

- いろいろな運動の基本となる動きを重点的に配列した。
- 正確さは要求せず、「できるようになる」事をねらいに置いた。
- 学習活動は柔軟的に解釈し、これにとらわれることなく児童の興味をひく方法をどしどし取り入れて欲しい。
- 実態に合わせて、題材を組み合わせで一単位時間の学習活動としたり、場合によっては合同体育も取り入れたりして欲しい。

(5) 特別活動の指導

ア 基本的考え方

特別活動の意義は教師と児童・生徒及び児童・生徒相互のあたたかいふれあいを基盤とし望ましい集団活動を通してより豊かな学校生活を経験させ、もって人格の調和的発達を図り社会生活を営む上に必要な基礎的資質を養うことにある。精神遅滞児は一般的に自己中心的な言動がみられ集団活動への積極的な参加はあまり見受けられない。しかし彼らが家庭・地域社会の中で生活している以上それぞれの発達段階に応じて集団生活への望ましいあり方、さらに豊かな学級・学校生活を築くための話し合いや活動の場を設定し自律的自主的生活態度を養い社会的自己実現をめざした基礎的能力や態度の育成が必要である。特に中・高等部における特別活動は社会人職業人としての基礎的資質を養うためのたいせつな役割をもっている。特別活動の内容は日常生活の指導や生活単元学習の中で統合して

指導するのであるが本校では児童・生徒の実態をふまえて小学部では「学級会活動」さらに高学年で「児童会活動」「クラブ活動」中・高等部においては「学級会活動」「クラブ活動」「生徒会活動」を設定している。なお全校生徒が同時に参加するような行事については特別活動の中に位置づけることにした。

イ 目標

- 学級会，児童・生徒会活動

学級及び学部，学校生活における諸問題を話し合い解決しさらに実践活動を通して自主的，自律的な態度を養う。

- クラブ活動

児童生徒の興味，関心を重視した活動を通して相互に理解しあい，協力する態度を培い心理的解放及び個性の伸長を図る。

- 学校行事

学級，学部及び学校集団への所属感をもたせ望ましい集団行動を通して豊かで充実した学校生活を経験させる。また行事への参加を通して行事に対する関心，知識及びそれらに対処するための実務的スキル態度を身につけ健全な社会生活を営む上に必要な基礎的資質を培う。

実施上の配慮事項

- クラブ……小学部高学年，中・高等部において実施。各週一時間特設。
- 学級会活動及び児童（生徒）会活動……各週一時間特設。児童（生徒）会活動は月一回実施。
- その他……クラブの編成・内容及び特設する学校行事の計画・内容並びに学級会活動児童（生徒）会の組織等については別に計画。

(6) [道 徳]

(1) 基本的考え方

精神遅滞児にとっても生活していくためには，人間社会における社会的規範，道徳的心情など集団生活に必要な道徳性の育成をはかることは当然なことといえる。

しかし，精神薄弱養護学校に在籍している児童・生徒は，知的発達の遅滞を主徴候としているので，具体的には普通学級の児童・生徒と全く同じような内容や指導形態では道徳性の育成ははかれない。

道徳教育は，道徳の時間における指導と学校の教育活動全体を通じての指導とがあるが本校では，精神遅滞児教育は，即道徳教育という立場にたち，教育活動全体を通して指導することにする。即ち小学校 28 項目，中学校 16 項目の指導内容を日常生活指導，生活単元学習・各教科，特別活動などすべての教育活動の中でとり扱うことにする。このようにすることにより，一層現実度の高い道徳的習慣，判断力，心情，態度などの育成ができるものと考ええる。

(2) 目 標

本校の目ざす教育目標を到達目標として全教育活動の中で深化し、人間性豊かな児童・生徒を育成する。

(7)〔養護・訓練部〕

ア 基本的考え方

精神遅滞児の教育は、各教科、道徳、特別活動などの指導をとおして、望ましい身辺生活、集団生活、将来の社会生活や職業生活に必要な基礎的能力や態度を身につけさせながら、調和的、全面的発達をめざしているものである。

しかし、精神遅滞児は、一般的に知的発育の遅滞にともなって、心身にいろいろな障害や発達上の欠陥を合わせもつものが多く、各教科等の指導形態の中では、その障害を克服（改善）することが十分にできない状態にある。

そこで、心身に障害をもっている児童・生徒の実態を適確には握し、可能な限りそれを改善したり、克服するための能力や態度および習慣などを身につけさせるために、養護・訓練という領域をもうけて、子どもの発達を全面的に伸ばそうとするものである。

養護・訓練は、発達の偏り（言語発達、感覚、知覚、運動機能、行動問題に関すること）に対する補償教育である。

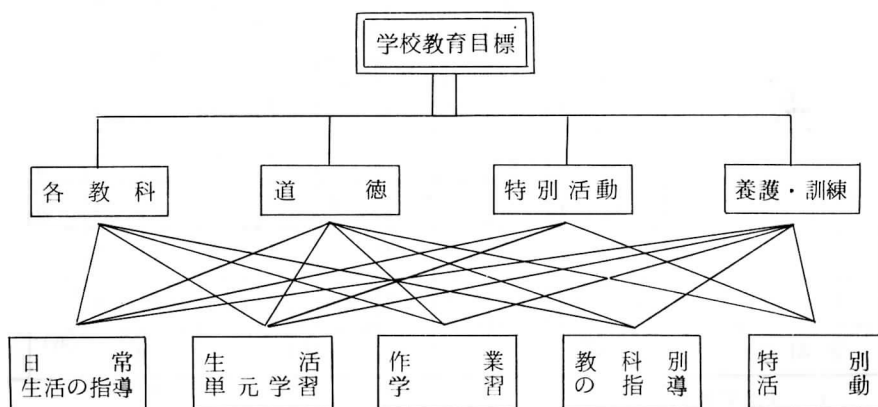
養護・訓練には、各指導形態の中で行う養護・訓練に関する指導と、障害別に個別あるいは小集団で、個々の実態に即した方法で実施する養護・訓練の時間の指導の2通りが考えられる。

本校では、ほとんどの子どもの障害が、知恵遅れに伴うものであるもので、当面は、教育活動全般の中に合科・統合させてその障害の克服（改善）をはかるように考えている。

イ 目 標

発達の偏りのある児童・生徒に対して、治療的な取り組みを行い、心身の状態を改善するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養うようにする。

3. 教育課程の構造



小(低)	日常生活の指導	生活単元学習	教科別の指導	25時間	
小(中)	日常生活の指導	生活単元学習	教科別の指導	28時間	
小(高)	日常生活の指導	生活単元学習	教科別の指導	特活	30時間
中	生活単元学習	作業学習	教科別の指導	特活	32時間
高	生活単元学習	作業学習	教科別の指導	特活	32時間 (週時数)

4. 授業時数等(昭和56年度)

- (1) 昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までのうち授業を行わない日
- 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - 日曜日
 - 学年始・末休業日(4月1日～4月6日)(3月24日～3月31日)
 - 夏季・冬季休業日(7月21日～8月31日)(12月25日～1月7日)
 - 臨時休業日 (入学選考振替 1月25日)(大学開学記念日 11月15日)
- (2) 月別、曜日別授業日数

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
		総日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	
日・祝日		5	7	4	4	5	6	5	7	4	7	5	5	64
休業日		5	0	0	10	26	0	0	0	6	5	0	(9) 7	59
臨休		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
授業日数		20	24	26	17	0	24	26	23	21	18	23	(15) 19	(237) 241
曜日数	月	3	3	5	3	0	4	4	4	3	2	4	3	38
	火	4	3	5	2	0	4	4	3	4	3	4	(3) 4	(39) 40
	水	3	4	4	3	0	4	4	4	4	3	4	3	40
	木	4	4	4	3	0	4	5	4	4	3	3	(2) 3	(40) 41
	金	3	5	4	3	0	4	5	4	3	3	4	(2) 3	(40) 41
	土	3	5	4	3	0	4	4	4	3	4	4	(2) 3	(40) 41
月計		20	24	26	17	0	24	26	23	21	18	23	(15) 19	(237) 241
学期計		87					94				60		(56)	241

()は卒業生を示す。

(3) 月(学期)別週数

月	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3	計	
週	3	4	4	2	4	4	4	3	2	4	2	36	
学期週	13				15				8				36

(4) 学部(学年)別, 曜日別授業時数

学部(年)		曜	月	火	水	木	金	土	計
小学部	低学年		5	5	4	4	4	3	25
	中学年		5	5	5	5	5	3	28
	高学年		6	6	5	5	5	3	30
中学部	1年		6	6	5	6	5	4	32
	2年		6	6	5	6	5	4	32
	3年		6	6	5	6	5	4	32
高等部	1年		6	6	5	6	5	4	32

(5) 学部(学年)別, 教科等週配当時数

学部(年)		教科等	領域・教科を合わせた指導			教科別の指導				特別活動	合計	
			日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	国語	算数数学	音楽	図工美術			保健体育
小学部	低学年		9	8	0	2	0	1	2	3	0	25
	中学年		9	8	0	2	2	2	2	3	0	28
	高学年		7	10	0	2	2	2	2	3	2	30
中学部	1年		0	9	7	3	2	2	4	3	2	32
	2年		0	9	7	3	2	2	4	3	2	32
	3年		0	9	7	3	2	2	4	3	2	32
高等部	1年		0	8	10	3	2	2	2	3	2	32

(6) 特設して実施する学校行事名

- ① 儀式的行事 ・始業式・新任式・入学式・終業式・卒業式予行・卒業式・修了式
- ② 学芸的行事 ・映画教室・学習発表会予行・学習発表会
- ③ 体育的行事 ・小運動会・運動会予行・運動会・持久走大会
- ④ 遠足・旅行的行事 ・一日遠足・別れ遠足・修学旅行
- ⑤ 保健・安全の行事 ・身体測定・健康診断・歯牙検査・交通教室
- ⑥ 勤労・生産的行事 ・美化作業